マイナンバー
社会保障・税番号制度

マイナンバーの確認

有限会社フロンティアーズジャパン

いつまでに何をするのか

２０１６年１月からの提出書類にマイナンバーの記載が必要となります

大きくは次の２つを確実に押さえましょう

◆従業員、扶養家族のマイナンバーの取得が必要です

◆漏えい対策の体制構築が必要です

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

マイナンバーの取得

取得の際の注意点

◆番号確認と身元確認

◆個人番号カードの場合は、顔写真が付いているので、そのまま確認できます

◆通知カードの場合は、運転免許証等と合わせて、番号と身元の確認をします

◆但し、雇用関係である時は、本人に間違いないと明らかであるので、身元確認は省略できます

◆扶養家族の場合は、年末調整時は従業員が家族の本人確認をします

◆（国民保険尾3号被保険者届などは、会社の著説の本人確認が必要です）

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

マイナンバーの取得

取得の際の注意点

- ◆派遣社員とアルバイト
  - ◆派遣社員は派遣元が行うので、取得自体不要です
  - ◆アルバイトは源泉徴収票を作成するので、取得が必要となります

- ◆メールや電話でのマイナンバー取得
  - ◆メールの場合、スキャンした画像で番号と本人の確認が出来れば取得できます
  - ◆電話の場合は、本人確認を認められていません

- ◆提供を拒まれたら
  - ◆法律で記載が必要となる事を説明します　それでも拒む場合は、その旨の記録を残します

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

マイナンバーの提供・廃棄

提供の際の注意点

- ◆出向先やグループ企業間であっても、マイナンバーの提供は禁止です
  - ◆出向先や転属先において、アクセス制御します

- ◆業務委託などで提供する場合
  - ◆提供した企業に監督義務が生じます
  - ◆契約内容をより精査して、目的外利用の禁止、秘密保持義等詳細な内容にします

- ◆従業員が会社を辞めた時
  - ◆原則7年間経過後に廃棄し、その他記載のある書類は法定保存期間経過後に廃棄します

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

安全管理措置

マイナンバーを含めた個人情報を「特定個人情報」と言います

特定個人情報の漏えい、滅失、毀損防止の為に対策をしなければいけません

ガイドラインにより

◆「取扱い規程等の策定」

◆「組織的安全管理措置」

◆「人的安全管理措置」

◆「物理的安全管理措置」

◆「技術的安全管理措置」

が求められています

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

安全管理措置

中小企業の安全管理措置の緩和

- 従業員が100名以下の中小企業は、一部整備の義務がありません
  - 規程の策定・組織体制等の義務はありません
  - マイナンバーの削除や廃棄の記録義務もありません

しかし、取り扱う人やパソコン、アクセス権限等はきちんと管理する必要があります

また、出来る事なら記録を残すことも大事です

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.

漏えいの罰則・リスク

マイナンバー法には罰則規定があります

- ◆正当な理由なく、業務で使うマイナンバーを外部に提供した場合
  - ◆４年以下の懲役のしくは２００万円以下の罰金（併科あり）

- ◆個人情報と同じく、企業の信頼を大きく損ねます
- ◆企業イメージの悪化となりますので、企業経営に影響がでます

マイナンバー法は個人情報保護法の特別法なので、個人情報保護法よりも厳重に取り扱う必要があることも確認しておくと良いです

COPYRIGHT © FLONTIERSJAPAN ALL RIGHTS RESERVED.